

スポーツ施設利用における制限の緩和について

新型コロナウイルス感染症対策として行っていた利用の制限を、令和4年7月1日より各種ガイドラインを遵守の上、下記の様に緩和いたします。

1. 対象施設

- 山形市総合スポーツセンター(会議室含む)
- 福祉体育館
- 山形市球技場
- 屋外庭球場 (流通センター 西部 鑄物町)
- きらやかスタジアム
- 江南体育館
- 流通センター野球場
- 山形県体育館
- 南部体育館
- 運動広場 (西部 立谷川 鑄物町)
- 山形県武道館
- 沼の辺体育館
- 山形市弓道場

2. 施設の人数制限

(1) 観客席

- ① 大声での歓声・声援等が無いもの 定員数を上限とする。
- ② 大声での歓声・声援等があるもの 定員数の50%を上限とする。

(2) 競技場

- ① **人数の制限は行わず**、各競技団体のガイドラインを遵守するよう事前打ち合わせの際に指導

(3) 会議室

- ① **人数の制限は行わず**、マスク着用や換気、手洗い等感染防止対策を行うよう事前打ち合わせの際に指導

(4) 更衣室・シャワー室

- ① **更衣室・シャワー室は感染防止対策を行いながら使用を認める**

(5) 飲食

施設内の飲食については、黙食とし、身体的距離2m(最低1m)や対面を避けるなど感染防止対策を行いながら認める

施設利用の留意事項

感染防止対策の重点事項

マスクの正しい着用、3密を避ける、換気の励行、こまめな手洗い、消毒。

- (1) 施設利用前に各自で体温測定を行い、発熱がないことを確認してください。
- (2) 施設利用時に住所、氏名、連絡先、利用当日の体温等を記入してください。
- (3) 更衣室、シャワー室等は、特に3密を避けマスク着用や手指消毒を行い短時間で使用してください。シャワー利用時はマスクの着用が出来ないため、会話を禁止する。(大会・イベント等は別途打合せ)
- (4) 介護者や誘導者の必要な場合を除き、周囲の方と十分な身体的距離(2m程度)を確保してください。
- (5) こまめに石鹸による手洗い又はアルコール消毒液による手指消毒を行ってください。
- (6) 可能な限り各自で消毒液等を持参してください。
- (7) 飲食については、黙食(飲食するときだけマスクを外し、会話の際はマスクを着けて)とし、対人距離2m(最低1m)を取り、対面にならないよう注意してください。
- (8) 持参したゴミは全てお持ち帰りください。
- (9) マスク(不織布マスク推奨)の着用は、状況に応じた正しい着用をお願いします。
- (10) 飛沫、飛散を防止するため、大声を出しての会話等は行わないでください。
- (11) 換気を徹底するため、可能な限り、扉・窓を開放したまま使用してください。
- (12) タオルは必ず持参し、他の方との共用は行わないでください。
- (13) 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに報告してください。
- (14) 各競技団体等が策定する感染拡大防止に関する指針等に則して使用することとし、各競技団体等で指針等を示していない競技は、特性が類似する競技を参考にしてください。
- (15) 感染拡大防止のために施設管理者が決めたその他の制限等に従ってください。

(16) 大会、イベント等を開催する場合は、スポーツ庁、日本スポーツ協会、各競技団体等が示す感染拡大防止に関する指針等に則して使用することとし、施設管理者と感染防止対策の内容を事前に打ち合わせしてください。十分な対策を講じることが確認できない場合は、貸出しできない場合があります。